

伊丹市自転車活用推進計画【概要版】

【計画期間】令和3(2021)年度～令和10(2028)年度

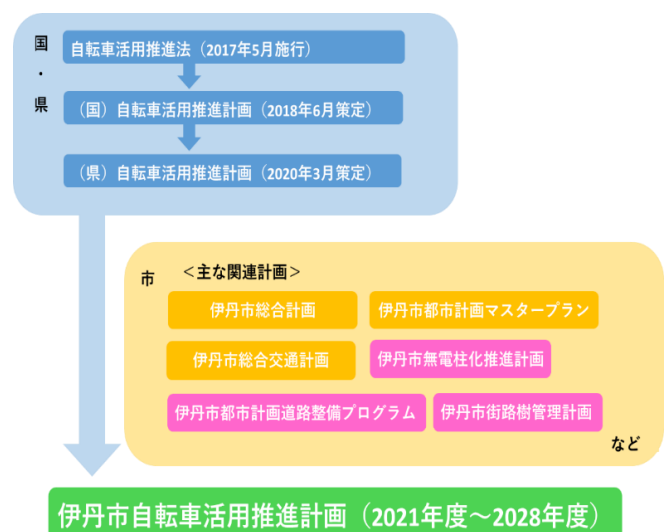
計画の目的と位置づけ

自転車は、便利で身近な乗り物として、買物や通勤・通学などの日常生活からサイクリングや観光などの余暇活動まで、様々な場面で活用されています。特に本市では、コンパクトで平坦な地形から、他市に比べ、自転車を利用している市民の割合が高くなっています。

自転車利用が多いことに伴い、駅周辺を中心として放置自転車の問題が生じたことから、昭和58年3月に「伊丹市自転車の駐車秩序に関する条例」(平成26年3月廃止)を制定しました。また、交通事故に占める自転車事故の割合が高いことなどから、平成26年3月に「伊丹市自転車の安全利用の促進及び自転車等」の駐車対策の推進に関する条例」を制定し、平成27年2月に「伊丹市自転車の適正利用計画」を、平成28年3月に「伊丹市総合交通計画」および「伊丹市自転車ネットワーク計画」を策定し、自転車に関する様々な課題に取り組んできました。

全国的に自転車の利活用が広まる中、平成29年5月1日には、交通の安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することによって、公共の利益の増進に資すること等を基本理念とする「自転車活用推進法」が施行されました。この法律において、市町村は、区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する計画を定めるよう努めることとされています。

本計画は、路線バスなど公共交通機関との両立を図りながら、自転車が安全で快適に利用できる環境を整えることによって、全ての市民が安心して生き生きと暮らすことができる魅力あふれるまちの実現を目指すものです。



基本理念と4つのテーマ・方針

■基本理念

自転車に笑顔で乗れるまちへ！

誰もが自転車を正しく、安全・快適に利用でき、楽しみながら自転車を活用できる環境をつくる

交通ルールが守られているまち

【方針】

交通ルール・マナーや自転車の安全利用に関する啓発・指導により、自転車をはじめとする交通事故の防止に取り組む。

取組1:自転車安全利用に関する啓発

取組2:学校教育での自転車安全教室の実施

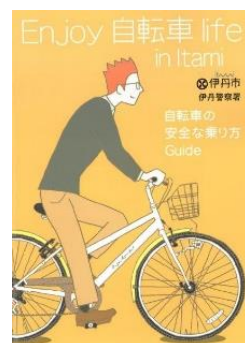
取組3:自転車安全利用啓発指導員による啓発・指導

取組4:警察による指導強化

取組5:自転車事故マップの作成

取組6:自転車保険の加入推奨

取組7:自転車点検整備の啓発



<テーマⅠ>
まもる



<テーマⅡ>
はしる

【方針】

歩行者の安全を確保しながら、安全で快適に自転車が通行できる環境を確保する。

取組1:自転車通行空間の整備

取組2:道路標識や道路標示等の適切な設置運用

取組3:通学路・生活道路の安全対策

取組4:街路樹の適切な管理

取組5:無電柱化の推進

取組6:警察による取締強化



自転車で走りやすいまち

自転車を美しくとめるまち

【方針】

災害時の避難路確保、まちの美観維持のため、放置自転車対策に取り組むとともに、安心して快適な駐輪環境を確保する。

取組1:放置自転車等の啓発・指導

取組2:放置自転車等の撤去強化

取組3:自転車駐車場の計画的な保全

取組4:自転車の盗難防止



とめる
<テーマⅢ>

いかす
<テーマⅣ>

【方針】

自転車の特性を活かし、観光や賑わい創出、災害対応など、まちづくりにおいて自転車の利活用を推進する。

取組1:サイクリングモデルルート of 環境整備

取組2:バス停留所隣接の自転車駐車場整備の検討

取組3:シェアサイクル等の検討

取組4:災害時の自転車活用

取組5:自転車通勤の促進



伊丹市マスコット たみまる



自転車が活用できるまち

自転車ネットワーク計画の基本方針・整備方針及び整備形態

国土交通省・警察庁により策定された自転車の技術的な指針である「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン(以下、ガイドラインと略記)」が平成28年7月に改定され、また、自転車活用推進法に基づく「自転車活用推進計画」が閣議決定されたこと、さらには、当初計画で優先的に整備を予定していた路線については、順調に整備が完了してきていることから、今回、新たな「自転車ネットワーク計画」を定め、自転車通行空間の整備を推進します。

■基本方針・整備方針

基本方針 1 歩行者と自転車の安全性・快適性の確保 **基本方針 2** 連続性の確保による利便性の向上

<整備方針>

1. 既存道路空間の有効活用

新たな道路拡幅は前提とせず、幅員構成を再分配することで、既存の道路空間を有効に活用し、整備を推進します。

2. 自転車通行空間の明確化

ピクトグラムや路面標示等により、視覚的にも分かりやすい自転車通行空間の整備を推進します。

3. ネットワークの形成

自転車利用が多く、交通拠点施設、公共施設等を結ぶ路線やこれまで整備してきた路線に加え、隣接市の自転車ネットワーク計画との連続性を考慮し、広域的なネットワークの形成を推進します。

■整備形態

新たな自転車ネットワーク計画では、ガイドラインの改定に伴い、既存の道路空間や道路幅員の観点から「自転車ネットワーク路線」と「自転車ネットワークを補完する路線」の2種類に分けて位置づけます。

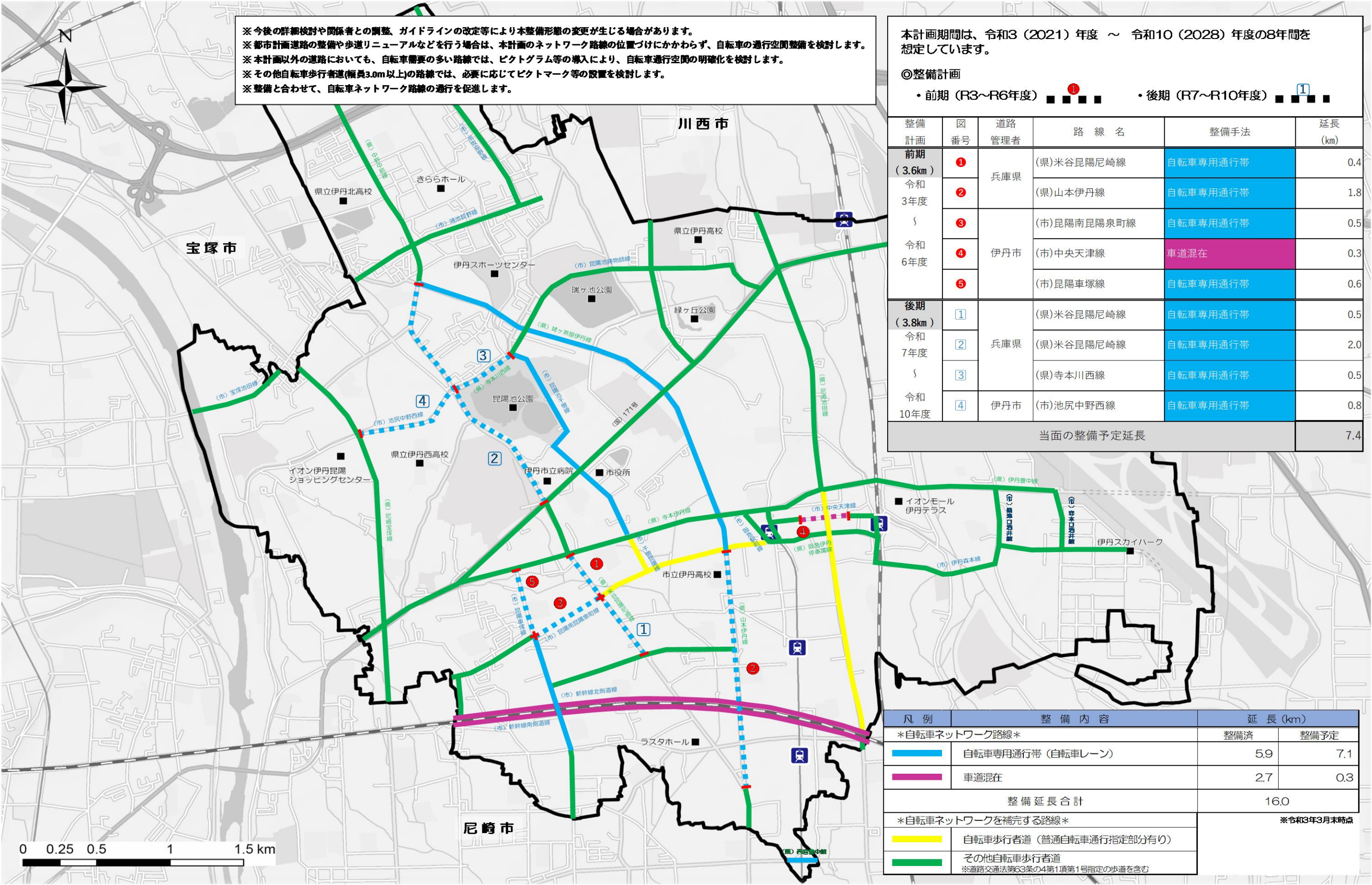
【自転車ネットワーク路線】

種類	整備イメージ	
	横断面図	平面図
※ 双方向通行の場合 自転車道		
車道上の整備 (自転車専用通行帯)		
車道歩道混在		

【自転車ネットワークを補完する路線】

種類	整備イメージ	
	横断面図	平面図
指定部分有り 自転車歩行者道		
指定部分無し 自転車歩行者道		
指定部分無し 歩道		

■計画期間中に整備予定の自転車ネットワーク路線



4つのテーマに沿った指標と目標値

指標名		現状値 (H31年度)	中間目標値 (R6年度)	目標値 (R10年度)
まもる	自転車関連事故件数(件/年)	420	337	258
	人口1万人当たりの自転車関連事故件数 (件/年)	21	17	13
	交通安全教室の参加者数(人/年)	6,258	6,450	6,650
はしる	自転車レーン等整備区間延長(km) ※普通自転車通行指定部分有りを除く	7.8	12.2	16.0
とめる	放置自転車等台数(台/日) ※調査日における台数	120	117	113
	市営自転車駐車場利用台数(台/日) ※1日当たりの平均台数	6,865	6,865	6,865
いかす	貸自転車台数(台)	174	200	225

計画の進め方

- 「伊丹市総合交通計画」など他の計画との整合性を保ちつつ、関係機関等と連携・協力して施策を推進します。
- 伊丹市総合交通会議において、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)によるPDCAサイクルに基づき、施策の進捗状況や効果について検証を行いながら、必要に応じて、施策や取組の見直しを行います。

発行者:伊丹市 都市交通部 交通政策室 交通政策課
住 所:〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地
TEL:072-784-8052 Fax:072-780-3531